

国土強靱化の推進に向けて（案）

平成 26 年 7 月 28 日

国土強靱化の推進に関する

関係府省庁連絡会議

1. 基本認識

- 本年 6 月 3 日の閣議で、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）に基づき、国土強靱化の指針となる「国土強靱化基本計画」が決定された。これにより、国土強靱化は、本格的な推進段階に入っており、今後は、毎年度、しっかり進捗管理を行い、効率的・効果的に施策を推進していく必要がある。
- 同日の国土強靱化推進本部においては、毎年度の進捗管理や施策の検討を的確に行っていくため、「国土強靱化アクションプラン 2014」を決定し、45 の「起きてはならない最悪の事態」のそれぞれを回避するための府省庁横断的な施策群であるプログラムについて推進計画を定めたところであり、関係府省庁連携のもとで、これに則った個別施策の立案・推進が求められている。
- また、基本計画では、限られた資源で効率的・効果的に国土強靱化を進めるために、15 の重点化すべきプログラムを選定しており、この重点化したプログラムについては、その重要性に鑑み、進捗状況、関係府省庁における施策の具体化の状況等を踏まえつつ、取組の一層の推進に努めることが必要である。
- 併せて、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせながらプログラムを推進するなど、基本計画の目標の実現に向けてプログラムの実効性・効率性が確保できるよう十分留意する必要がある。
- 一方、国土強靱化を実効あるものとするためには、国のみならず地方公共団体や民間事業者を含め、関係者が総力をあげて取り組むことが不可欠である。とりわけ地方公共団体による「国土強靱化地域計画」の積極的な策定に向けて、国として国土強靱化地域計画の策定・推進に向けた支援を行う必要がある。

2. 平成27年度予算の概算要求等について

○国土強靱化については、「経済財政運営と改革の基本方針 2014（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）」において、次の通り位置づけられている。

『「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」を踏まえ、府省横断的な国土強靱化（ナショナル・レジリエンス）の取組を推進する。

同法の目的並びに脆弱性評価等を踏まえて本年 6 月に策定された「国土強靱化基本計画」及び「国土強靱化アクションプラン」に基づき、国・地方あるいは官民の役割を明確化するとともに、重点化・優先順位付け、ハード・ソフトの対策の組合せ、非常時と平常時における施設の効果的な共用、民間の活力の活用、費用対効果の的確な評価や P D C A 等により、重点的・効率的に推進する。

それぞれの地域における取組が推進されるよう、地方公共団体における国土強靱化地域計画の策定・実施の取組を支援・促進する。』

○上記及び 1. の基本認識を踏まえ、関係府省庁においては、国土強靱化に関し、「国土強靱化基本計画」及び「国土強靱化アクションプラン 2014」に則って、重点化プログラム等を中心として、メリハリをつけた平成 27 年度概算要求及び税制改正要望を行う。

○内閣官房においては、8 月末を目途に重点化プログラム等を中心として関係府省庁の概算要求等を取りまとめ、公表する。

3. 広報について

○基本法においては、広報活動等を通じて国土強靱化に関する国民の理解を深めること、及び、我が国の国土強靱化に対する諸外国の理解を深めることが不可欠であることが明記されている。

○上記を踏まえ、国内広報については、関係府省庁は、重点化プログラム等の推進計画を紹介するワークショップ等の開催について検討し、連携して広報活動に取り組む。その一環として関係府省庁は、2015 年 3 月に仙台市において開催が予定されている第 3 回国連防災世界会議の機会を活用して、国土強靱化の取組みを国内外に紹介するためのワークショップ等の広報活動を展開する。

○諸外国への広報については、内閣官房は基本計画等の英訳により国土強靱化の英語版ホームページの充実を図るとともに、関係府省庁が連携し日本の国土強靱化の取組について幅広く知見を共有するためのシンポジウムについて、アジアをはじめとする諸外国において開催することを検討する。